

平成二十二年十月十二日受領
答 弁 第 五 号

内閣衆質一七六第五号

平成二十二年十月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖における衝突事件発生後の政府による邦人保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖における衝突事件発生後の政府による邦人保護に関する質問に
対する答弁書

一について

御指摘の「衝突事件」発生後に生じた中国国内の抗議行動等を受け、政府としては、速やかに中国国内の在留邦人に対する注意喚起を行うとともに、中国の関係当局に対し、邦人の安全確保を徹底するよう申し入れてきた。御指摘の「衝突事件」発生後の抗議行動等により、邦人の生命、財産が危機にさらされているという事実は承知していない。

二について

政府としては、本年九月二十日から御指摘の四人が中国側により居住監視の措置をとられていたが、同月三十日に当該四人のうちの三人に対する当該措置が解除され、十月九日に残る一人に対する当該措置が解除されたことは承知している。

三について

政府としては、中国側に対し、御指摘の四人の身柄の安全の確保、継続的な領事面会と弁護士による接

見の実現及び本件事案の迅速な処理を累次にわたり申し入れてきた。

四について

御指摘の「衝突事件」と関係があるとは承知していない。